

移住推進空き家活用事業（空き家改修支援）実施要領

（平成30年 7月 1日改正）

第1 趣旨

この実施要領は、移住推進空き家活用事業（空き家改修支援）を円滑に実施するため、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及び移住推進空き家活用事業空き家補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を補完し、必要な事項を定めるものとする。

第2 空き家

交付要綱第1条に規定する「空き家」とは、交付要綱第3条に規定する移住推進区域における使用されていない住宅であって、移住推進に活用する「空き家」として登録された住宅をいう。

第3 県内への定住

交付要綱第1条に規定する「県内の移住推市町村への定住」とは、市町村及び受入協議会の支援を受けて、県外から交付要綱第3条に規定する移住推進区域に、定住することをいう。

第4 補助対象者

- (1) 交付要綱第3条第1号に規定する「空き家を所有する者」については、貸家業を営む者を除く。
- (2) 交付要綱第3条第3号に規定する「その他知事が適当と認める者」とは、当該年度の4月1日（以下基準日という。）より前に、県外から市町村等が設置する短期滞在施設等へ仮住まいし、基準日以降に新たに空き家を購入するまたは借り上げるに際して改修する者をいう。
- (3) 第4(2)に規定する「仮住まい」とは、県内への定住を前提として、一時的に1年以内の範囲で県内に住むことをいう。

第5 交付の対象経費

交付要綱第5条に規定する「空き家の改修工事」の範囲は、障子・ふすまの張替、畳の表替及び軽微な修繕工事は除くものとする。

第6 交付申請書の受付

- (1) 交付申請書の提出は、1人につき1回のみとする。
- (2) 交付要綱第6条に規定する交付申請書の受付は、随時行うものとし、提出期限は別途定める。
- (3) 補助対象となる対象者の補助金交付申請額の総額が、当該年度の予算額を超えた時点で、受付は終了する。
- (4) 交付申請書提出後の補助金額の増額変更は、認めないものとする。
- (5) 交付申請書の受付は、事業施行地の市町村が行うこととし、当該市町村を管轄する振興局を経由して移住定住推進課に進達するものとする。

第7 補助金交付申請書の添付書類

- (1) 交付要綱第9条に規定する居住者の住民票については、第3に規定する県内の移住推進区域への定住が確認できるものとし、居住者が複数の場合は、代表する者の住民票とする。
- (2) 交付要綱第9条に規定する「平面図」は、交付申請書に係る住宅の改修部位を明記した平面図とする。
- (3) 交付要綱第9条に規定する「写真」は、住宅の改修完成時の写真とする。
- (4) 第5に規定する交付対象経費の内容を確認するため、その他必要な書類の添付を求めることができるものとする。

第8 現地調査

交付要綱第7条に規定する調査については、別に定める検査内規により実施するものとする。